

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2020. 3
第 94 号

「秋田藩家蔵文書」

「明智光秀書状(?)について」

当館所蔵の「秋田藩家蔵文書」は、秋田藩士が所持していた文書を秋田藩が数度に渡って提出させ、その真偽を判断した後、原本は各藩士に返却し、書写したものを編纂した、中世から江戸時代初期にかけての貴重な史料群です。この中に、次のような文書があります。

今度二条本能寺於両所
御自身分骨之御働

誠以強勇之至且又勝長
之首級被罰捕之殊者
御家中之働驚目称之
無言候至子孫迄可申伝候
尚御物諾之儀者追而可
致其沙汰候恐々謹言

天正十年

明智日向守

六月九日

光秀(花押影)

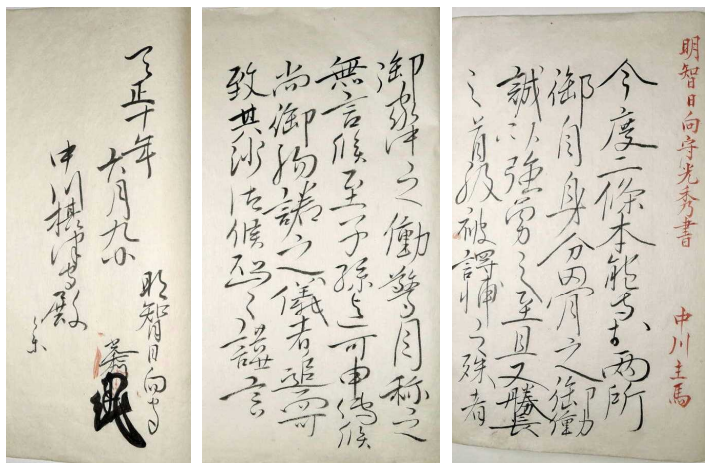
中川摂津守殿

参

これは秋田藩士中川氏に伝来した史料です。明智光秀が天正十年(一五八二)六月二日の本能寺の変の後「中川摂津守」に出したとされる書状で、本能寺と京都二条の新御所(二条御新造)

当館の頒布書籍である『岡本元朝日記』第六巻が三月下旬に刊行します。定価四千円、お求めは秋田活版印刷まで。(011-888-8881 三五〇〇)

での中川摂津守とその家中の戦功について感謝する内容となっています。二条御新造には当時信長の息子である織田信忠らがあり、書状には信忠の弟、勝長(源三郎信房)の首級を挙げたことが記されています。



「明智光秀書状」秋田藩家蔵文書34 (A280-69-34-55)

書状の宛先である「中川摂津守」とは誰でしょうか。この文書を秋田藩に提出した中川氏の系図(「諸士系図」A二八八・二一五九〇―一)には摂津守を称した人物として中川重政の名があら

ります。重政は織田氏の一族とされ、永禄十一年(一五六八)織田信長が足利義昭を奉じて上洛した後は、明智光秀、丹羽長秀、木下秀吉後の豊臣秀吉と共に京畿の行政に携わっています。しかし重臣柴田勝家との所領争いから信長の不興を買い、改易の上、徳川家康のもとに預けられています。後に織田家臣団に復帰し、安土城の留守居を務めたようです。

冒頭の史料の内容が真実ならば、中川重政が明智光秀に呼応して本能寺・二条御新造攻めに参加した後、山崎の合戦後に近江衆などと同様に秀吉側に降伏して生きながらえたこととなります。その後、中川重政は織田信雄の家臣となり、小牧・長久手の戦いでは犬山城を守りましたが、池田恒興に敗れ、その後の消息は不明とされています。

前述の系図の中川重政の子、重忠の項には、慶長二年(一五九七)に佐竹氏の家臣となった後、「故アツテ母方ノ氏ヲ冒シテ人見ヲ称ス」とあり、重忠の子である重家の代になって中川姓に復したとあります。何の「故アツテ」本来の姓を名乗れなかったのかは定かではありませんが、中川重政の代でことが影響したことも考えられます。

この史料については、寛政十二年(一八〇〇)秋田藩の修史事業を行っていた秋田史館で真贋を検討した結果、採用が見送られているようです。内容には疑問点もありますが、各地に残る様々な史料から戦国期に思いを馳せてみるのも良いのではないのでしょうか。

【煙山英俊】

預札あずかりふだという紙幣

「預」という江戸時代の紙幣をご存じですか。

これは、秋田藩政後期に領内で流通した錢札です。もつとも、勘定奉行を務めた介川通景の日記の文政五年（一八二二）十一月十日の条（介川四四）に、「元来預と申もの五拾年計以前より段々始候所、近年は甚しく増長」とありますから、預札が使用され出したのは安永元年（一七七二）頃ということになります。

ただし、当初はその名前のとおり、商人取引のなかで金銭の「預かり証」として用いられたものであり、必ずしも「貨幣」として認識されていたわけではありませんでした。

しかし、文化八年（一八一二）に藩が諸上納役所という機関を設置して、正銭と兌換可能な証札として発行したことから、公的な性格を帯び、銭に代わる紙幣として流通し始めました。当初は、諸上納役所をはじめとするいくつかの役所と藩が認可した両替商にだけ、これを発行する権利が認められていました。両替商については、その額も、発行する店の身代にあわせて藩が決定していたようです。

しかし、写真でお分かりのように、和紙に金額を書いて印を押しただけの簡便な造りでしたから、たちまち「私札」とよばれる非公認の預札が大量に出回ることになります。現在わかっている限りで発行主体ごとに預札を紹介すると、

諸上納役所預札、両替商預札以外に、次のようなものがあるようです。

【能代方預札】能代奉行の許可を得て発行されたもの。

【能代町方預札】まちにゆうよう能代の各町が発行したものと、

能代の各町が町入用の取り立てに難渋したので、無許可で少額の預札を発行したところ、融通がよくなったといえます。

【質屋発行の預札】両替商同様、藩が認可したもの。天保五年（一八三四）、藩の命によって二十文・三十文の預札が発行されています。

【在町発行の預札】『江戸時代の紙幣』（東京大学出版会）には「横手」の記名のあるものが紹介されています。また、佐藤清一郎氏は「平鹿御百姓通用預札」という預札を紹介されています（『秋田貨幣史』）。



預札（吉成818）

【各部局の預札】鶴形村の養蚕座が「産物方預」という名前で預札を出したという記事が「介川日記」天保八年五月二十三日の条（介川九一）に出てきます。また、「角館米座」や「朱座」の印がある預札も確認できます。

【末広預】すえひろこう大館西家の家中が「末広講」という無尽講をつくってたがい金銭を融通しようとしたが、その決済にいきづまり、講仲間だけで用いるという名目で発行したものです。介川の日記によれば、贖札を含め十二万貫文も発行されたといえます。これを回収するため、西家は自らの知行地の一部を能代の商人に売り渡して資金づくりをしています。

藩は、毎年新札を発行して古札の回収をはかり、天保十一年には、大坂商人久々知屋吉兵衛を換金元とする上質の預札を発行したりして対策をとっていますが、幕末にいたるまで夥しい量が流通しています。明治に入ってからその勢いはとどまらなかったようで、「北家御日記」の明治四年（一八七一）八月二十一日の条（AK二二二―一七二五）には、「笠嶋へ渡候様代十三両貳歩之代、錢札千六百貫文余持参」という記事が見えます。これによれば、一両〓預札約百十八貫文となりますから、価値の下落は著しいといえます。（通常は一両〓錢四貫文）それでも、正銭不足の近世後期において、庶民金融に不可欠な銭の需要は多く、藩の苦悩をよそに、預札は大量に流通していきました。

【金森正也】